

令和2年度公立大学法人福岡県立大学障害者就労施設等からの物品調達方針

令和2年6月1日

1 趣旨

この方針は国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、公立大学法人福岡県立大学における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下物品等という）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

2 調達方針の基本的な考え方

(1) 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、公立大学法人福岡県立大学内の全ての部署が発注する物品等の調達とする。

(2) 対象となる障害者就労施設等

調達方針の対象となる障害者就労施設は、法第2条2項、同条第3項及び同条第4項で規定する施設等とする。（以下「対象施設」という。）

(3) 調達する物品等

対象施設から調達可能なものとする。（事務用品、印刷等）

3 調達に当たり留意すべき事項

(1) 公立大学法人福岡県立大学契約事務取扱規則（平成18年法人規則第57号。以下「取扱規則」という。）、その他の法令等を遵守し、予算の適正な執行に留意しつつ、対象施設からの物品等の調達を推進すること。

(2) 対象施設からの物品等の調達の際は、可能な限り計画的なものとするとともに、対象施設に配慮した納期の設定に努めること。

(3) 取扱規則第4章に定める随意契約を行う場合であって見積競争に付する際は、見積書を徴する相手方として対象施設を可能な限り1者以上含めるよう努めること。

(4) 簡易な印刷物の発注や除草作業など1件の予定価格が10万円未満のものであって対象施設からの調達が可能な場合については積極的に契約先とするよう努めること。

4 調達の目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公平性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、対象施設からの物品等の調達の推進に努める。

5 調達実績の公表

当該年度終了後調達実績を取りまとめ、ホームページにて公表する。